

平成27年3月第38回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成27年3月2日第38回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子                      2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子                      4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司                      6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子                      8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭                      10番 渡邊健一

11番 四宮規彦                      12番 高野進

13番 熊澤勇                      14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃                      16番 鞠子幸則

17番 佐藤實                      18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	牛 坂 昌 浩	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	西 山 茂 男	健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商 工 観 光 課 長 兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市
都 市 建 設 課 長	佐 々 木 人 見	都 市 建 設 課 専 門 官	市 川 仁
復 興 ま ち づ くり 課 長	千 葉 英 樹	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 久 子	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	鈴 木 邦 彦	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

## 議事日程第 2 号

〔議事日程表末尾掲載〕

### 本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 8 号 亶理町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第 3 議案第 9 号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 10 号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例
- 日程第 5 議案第 11 号 亶理町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議案第 12 号 亶理町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議案第 13 号 亶理町介護認定審査会特別会計条例
- 日程第 8 議案第 14 号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 15 号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 16 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 17 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 12 議案第 18 号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 19 号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 20 号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 5 議案第 2 1 号 亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 2 2 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 2 3 号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 2 4 号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 1 9 議案第 2 5 号 物品購入契約の締結について（平成 2 6 年度（復交）農業用機械施設（田植機・コンバイン・トラクター）整備事業）
- 日程第 2 0 議案第 2 6 号 物品購入契約の締結について（平成 2 6 年度（復交）農業用機械施設（ミニライスセンター内部機器）整備事業その 2）
- 日程第 2 1 議案第 2 7 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 2 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度亶理町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 7 報告第 2 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 8 報告第 3 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 2 9 報告第 4 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 3 0 報告第 5 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 3 1 報告第 6 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 高野孝一議員、3番 熊田芳子議員を指名いたします。

#### 日程第2 議案第8号 亶理町新型インフルエンザ等対策本部条例

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第8号 亶理町新型インフルエンザ等対策本部条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第8号 亶理町新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明をいたします。

1ページをお開き願います。

今回の条例につきましては、平成25年5月10日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法により、市町村においても平成26年度において条例を定めるよう指導されておりましたので、今回制定するものでございます。

現在東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザの鳥から人への感染が発生しており、今後ウイルスが変異して人から人への感染も考えられ、病原性の高い新型インフルエンザの発生が懸念されております。

そういうことから、特別措置法第34条に市町村対策本部の設置及び所掌事務が定められており、緊急事態宣言がされたときは市町村は直ちに市町村対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の総合的な推進に関する事務をつかさどることになっております。

では、条例について条文を朗読いたしまして説明といたします。

亶理町新型インフルエンザ等対策本部条例

第1条（趣旨）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、亶理町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（所掌事項）

対策本部は、次の事項を所掌する。

第1号 新型インフルエンザ等の発生に備えた対策に関すること。

第2号 新型インフルエンザ等の発生時における対策に関すること。

第3号 その他新型インフルエンザ等の対策に必要な事項。

## 第3条（組織）

対策本部は、亶理町新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

第2項 本部長は町長が務め、対策本部の事務を総括し、対策本部を代表する。

第3項 副本部長は副町長及び教育長が務め、本部長を補佐する。

第4項 本部員は亶理町の職員のうちから町長が任命し、本部長の命を受け対策本部の事務に従事する。

## 第4条（会議）

本部長は、第2条に規定する事項を処理するため、必要に応じて対策本部の会議を招集する。

第2項 本部員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、本部長の承認を得て代理の職員を出席させるものとする。

第3項 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者から意見及び資料の提供、その他必要な協力を求めることができる。

## 第5条（部）

本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

第2項 部に属する本部員は、本部長が指名する。

第3項 部に部長を置き、部に属する本部員のうちから本部長が指名する。

第4項 部長は、部の事務を掌握する。

## 第6条（事務局）

対策本部の事務局は、健康推進課に置く。

#### 第7条（委任）

この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 第2条の所掌事務、新型インフルエンザの発生に備えた対策に関することでございますけれども、まず、地域医療体制の確保が最重要と考えるところでございます。

医師会との関係がその辺の診療体制どう考えておられるのかお伺いします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 所掌事務の中で亘理町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しておりまして、その中の7ページ目から8ページにおいて予防接種についての考え方を記載させていただいております。

まずもって、特定接種として、政府対策本部長が定めるものといたしまして、医療事務に携わる者、あとその対策に携わる者として公務員、国家公務員、地方公務員を含めてですが、その方々に予防接種すると。それについても集団接種という形になります。

その次に、住民に対しましても予防接種をするわけでございますが、その順位としては、医学的にハイリスク者とか小児を中心に行うわけですが、インフルエンザ等のワクチンの確保の量に応じて、その集団接種をしていきますので、確保される量に応じて郡内の医師会の方に集団接種の際に協力を求めると。人数についての協議をさせていただくということで、これから行動マニュアル等について、その辺の人数に応じてどういう形で携わっていただけるか、今後その人数等を協議してまいりたいと思っておりますし、協力を求めていると思っておりますのでございます。以上です。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、対策本部の設置ということで、立ち上がったわけございま

すけれども、この新型インフルエンザに対しての予防訓練とか、そういったものを行うのかどうか。対策が一つと、もう一つは、2ページ目の第5条4項の部長は部の事務を掌握するとございます。3項を見ますと、部に部長を置き、部に属する本部員のうちから本部長が指名するとございます。要するに本部長が上にいるわけですね。で、部長が下なわけですよ。

という場合は、この「掌握」という文言はちょっと当てはまらないんじゃないかなと思うんですけれども、これは「掌理」という言葉になるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） この新型インフルエンザ等の対策本部につきまして、まだ県のほうから行動マニュアル的なものは示されておられませんので、その辺示された後、こういう訓練も必要という事項が出てまいりましたら訓練を実施していきたいと思いますが、主には、病気にかからない、かからせない、あと行動制限ということも出てきますので、その辺についてはあとほかの災害訓練の際の状況も踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

あと、第5条の「掌握」の件につきましては、ちょっと条例の担当の者と確認しながら検討してまいりたいというか、修正を図っていきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひ、訓練は図上演習でもいいと思うんですね。大きくしなくても図上演習でも相当それぞれ皆さん身につくと思います。そういったことをやられたらいいのかなと思います。

それから、この「掌握」というのは、やはり全面的に自分が掌握して命令を発するわけですから、その上に本部長がいるわけですから、本部長がそれをやるわけですから、やはり「掌理」という文言になるかなと私は思います。以上です。答弁はよろしいです。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16 番（鞠子幸則君） 今説明ありましたけれども、本部そのものは役場で組織するわけなんですけれども、先ほど佐藤正司議員も言われましたけれども、この本部そのものに、組織に医師会の先生方とか、部員として組織することはできないのか、まずそ



れ1点です。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 本部員といたしましては、国、県それぞれですが、その自治体の職員がなることという形で制定しているようでございます。

ただ、会議の際に第4条第3項のとおり、職員以外の者を出席させることができるということがございますので、会議の際については、その際関係する医師会並びに消防、警察等々に招集のお願いをする形となるかと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2ページの第5条ですね。部は、どういう部を設置する想定になっておりますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 町に今対策本部がございます。その例に倣ってつくろうとは思っております。警戒対策本部等々の部になるかと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 亶理町新型インフルエンザ等対策本部条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 亶理町新型インフルエンザ等対策本部条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第9号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第9号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第9号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。3ページをお開きいただきたいと思いますので、

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法施行令が改正されることに伴う改正でございまして、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保を図るため、低所得者の保険料について5割と2割軽減する際の所得判定額を引き上げることにより、負担の軽減を図るものと、賦課限度額を81万円から4万円引き上げ、85万円とする改正を行うものでございます。

それでは、改正する条文についてご説明いたしますので、新旧対照表、そちらをもって説明いたしますので、1ページをお開きいただきたいと思いますので、

初めに、第2条（課税額）の第2項でございしますが、基礎課税額に係る課税限度額について、右手のほうが現行でございしますが、「51万円」でございましたが、それを1万円上げ、「52万円」とするものでございます。

続きまして、第3項、「16万円」を1万円引き上げ「17万円」にするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思いますので、

第4項でございしますが、「14万円」を2万円引き上げ「16万円」とすることによって総額4万円引き上がるものでございます。

続きまして、第23条（国民健康保険税の減額）でございしますが、第2条の第3項、第4項と同様に、「51万円」から「52万円」に、「16万円」から「17万円」に、「14万円」から「16万円」にするための改正でございします。

続いて、第2号でございしますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるため、保険者の数に乗すべき金額を現行の「24万5,000円」から1万5,000円引き上げ「26万円」にするものであり、第3号については、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるため、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「45万円」から2万円引き上げ「47万円」とするための改正でございします。

議案書3ページのほうにお戻りいただきたいと思いますので、

附則第1項（施行期日）この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2項（適用区分）改正後の亶理町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

以上で説明を終えさせていただきます。よろしくご審議願います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 課税限度額についてお尋ねしますが、後期高齢者医療は平成20年に始まりましたが、この時点の医療分、あと介護分、後期支援分、それぞれの課税限度額が幾らで合計で幾らになるのか述べてください。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ちょっと手持ち資料はお持ちしていませんが、課税限度額としては67万円と記憶してございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 85万円ですから、大幅に上がっているわけですが、今回の全体として医療、介護、後期支援分も含めて全体として今回の課税限度額に拡大したことによって対象者は何人いるのか。それは被保険者の何%になるか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） まずもって、平成26年7月現在での課税限度額対象者をお示しいたします。

医療分として51万円以上の課税限度額者は153世帯でございまして、全体の3.04%になっております。

後期分につきましては、16万円以上の方が133世帯で2.64%になっております。

介護分につきましては14万円以上の方は47世帯、0.93%になっております。

今回平成27年2月末現在で81万円から85万円までに該当する世帯は85世帯ほどでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第10号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第10号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書のほうの4ページをお開き願いたいと思います。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行により、特定教育施設、いわゆる幼稚園、それから認定こども園の幼稚園部分、それから特定保育施設、いわゆる保育所、そして認定こども園の保育所部分になります。さらに、特定地域型保育事業、いわゆる家庭的保育事業、保育ママ、それから小規模保育施設、事業所内保育施設などの保育料について、市町村が設定することとなったことから、今回制定するものでございます。

特定とつく施設や事業は、新制度、新たな子ども・子育て支援制度のもとで運営されるものでございまして、4月以降その施設を利用される場合、本条例及び規則の定めにより保育料を納めていただくようになります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、趣旨規定でございます。

第2条では用語の意義を定めてございます。

第3条なのですが、保育料の額についての定めであります、国が定める額を上限として町の規則で定める額とすると規定しております。

第4条の延長保育料についても規則に定めるものということで規定をさせていただいております。

これらの規則で定める額につきましては、先般の全員協議会でもご説明させていただいておりますが、現行の保育料をベースとし、国の上限額を超えないように、また国の設定の考え方をもとに額を定める予定でございます。

それから第5条、第6条、第7条につきましては、保育料については通知をします、期限内に納めなければならないというふうな内容を規定しております。

第8条では保育料の減免について規定をさせていただいております。災害その他の理由により、保護者家庭の所得が大きく減少した場合等に適用するということになります。

次に、附則でございますが、第1項につきましては、施行期日なのですが、先日内閣府令により子ども・子育て支援法の施行日が平成27年4月1日と定められましたので、その日から施行することとしてございます。

第2項については経過措置、そして第3項でございますが、保育の実施に関する条例の廃止ということでございますが、これまで児童福祉法第24条により、市町村は条例により保育に欠ける児童を保育するという、欠ける児童の要件等を定めてございます。その条例任務規定が改正によりましてなくなったこと、それから、新たな子ども・子育て支援法における内閣府令でも要件的な規定が定められたこと、さらには、町の規則の中で新たに必要性を設定するという、この条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 5ページの第8条保育料の減免ですけれども、災害その他やむを得ない理由、その他やむを得ない理由というのは具体的にどういうことを指しておりますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） こちらの内容につきましては、これまで同様に減免要綱を設けて

ございまして、今回の災害、それから失業等によって急激に所得が落ちた場合などを定めてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 亘理町で多子、近年子供が多い方、多子軽減の制度どのようになっていますか。保育料の値段も含めて。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 多子軽減につきましては、これまでの保育料徴収規則というのがございます、その中でも定めてございますが、第1子については一番上の方なんです、それは全額いただくと。それから、第2子については半額、それから第3子についてはゼロ円というふうな規定で、今回の規則においても同様な内容にさせていただきます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 例えば、3人子供がいらっしゃる方で、一番上の方が小学校に入っていて、2番目の方が5歳、3番目の方が3歳といった場合、この方は多子軽減の対象になるのかどうか。

もう1点、2010年に年少扶養控除が廃止されました。年少扶養控除が廃止されると、所得税が高くなって、それに連動して保育料が上がるというふうになっております。これまでもそういう所得税の増額によって保育料が連動して上がることを防ぐために年少扶養控除相当額を税金から差し引いて、いわゆる再計算をしておりますが、今回はどうなっておりますか。以上2点。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、1点目の保育料の関係、教育施設じゃなくて保育所の関係になりますが、一応入所している児童ということで数えますので、上のお子さんが中学生とか小学生とかになった場合については第1子はちょっと変わります。入所の、入っている方の年上の方が第1番目という解釈になります。

ただ教育施設、幼稚園部分、今回幼稚園部分で新制度に移行する町内の幼稚園ございません。また、岩沼、それから隣接の山元についても移行するところはないようございまして、そちらについてはこれまでどおりの幼稚園の入園料、施設のほうにそれぞれ払ってもらうということになります、もしそれが新たな制度に移行した場合には、幼稚園の教育部分については小学校3年生までが第1子とい

う考え方をしますので、その下が幼稚園に入れば多子の軽減はあるということになります。

保育所については、小学校に入った場合についてはその方は除くということになりますので、考え方は以上でございます。

それから、年少扶養控除のみなしの部分、これまで国のほうからも指示がございまして、町のほうでも適用して保育料を計算してございます。ただ、今回国の制度の中の示されました上限額の考え方においては、年少扶養控除は廃止するということでの金額になってございますので、それも含めて国のほうで額を設定してございますので、町としても年少扶養控除のみなしは行わないで保育料のほうを設定をしてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この間の全員協議会の資料を見ますと、現行よりも、変更前に比べて変更後28.4%ですかね、4歳児に関しては上がるというようになっておりますけれども、最大で年額どれぐらい上がるようになるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） ちょっと手持ちの資料、大変申しわけございません。最大の方ということで、ちょっと金額のほう私持ってございませんので、平均的なものの金額は示させていただいていたと思います。それで、4歳児以上で上がる方の平均ということで、（「それはわかっています。最大限ということで」と呼ぶ者あり）最大ちょっと手持ち今持ち合わせてございませんので、後ほどご説明させていただきたいと思います。平均では3,410円ということになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） やっぱり結構上がる方の割合が28.4という4分の1以上の方が変更後のほうが少し上がるというような状況になると思います。

です。ですので、そろそろ4月1日からまた新たな保育体制に入るとは思いますけれども、しっかりとこの保育料の説明もしていただいて、そしていつも決算のときも出てくるんですけども、保育料の滞納の方もいらっしゃいますので、そこら辺もあわせてきちんと説明をしていただいて、納得していただきながら保育のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今般の条例の制定についてご承認いただければ、保護者のほうに速やかに保育料の額の通知を差し上げる予定にさせていただきます。

それとあわせて、これまでもなんですが、保育所入所に当たっては未納しないようにということで十分お願いをしております。それで、口座振替とかもいろいろお願いしていただきますので、引き続きご理解をいただきまして、納入いただくように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 亶理町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第11号 亶理町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。



福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第11号 亶理町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書6ページのほうになります。

この条例につきましては、第3次地方分権一括法の施行に伴いまして、介護保険法の一部改正が行われ、厚生労働省令において定めていた基準につきまして市町村が条例で定めることとなったものから、制定するものでございます。

条例の内容につきましては、包括支援センターが行う介護認定、要支援1・2の方へのサービス利用計画作成や利用調整等における運営方法などを定めるものでございまして、介護保険法で従うべき基準、それから参酌すべき基準が定められております。

介護保険法第115条の24第3項におきまして、指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数、人数でございますね。それから、指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものということで、手続の説明及び同意の関係、それからサービス提供拒否の禁止、それから秘密保持、事故防止のための対策等々、発災時の対応含めて、以上2点につきましては、従うべき基準ということになっております。これら以外の基準は参酌すべき基準ということになります。

町において今回の条例の制定に当たりましては、国の基準に加えまして、また変更した点については、第1章の第3条部分、指定介護予防支援等の一般原則に国では事業所指定は法人としているところなんです、法人に加えまして暴力団の排除を盛り込ませていただいております。

こちらにつきましては、これまで地域指定密着の関係におきましても条例の中で制定をしており、あわせて同様に行うものでございます。

それから、第31条第2項記録の整備の関係につきましても国のほうでは参酌すべき基準で、2年間というふうにならざるが、不正があった場合とか、不適切な介護請求があった場合の関係で、消滅時効を5年ということになりますので、関係記録を5年まで保存してもらうように規定をさせていただいております。

これ以外につきましては、国同様の基準ということでございます。

それでは、概略的に各章の説明をさせていただきたいと思います。

第1章、第1条から第3条になりますが、総則では趣旨や定義などを定めてございます。それで、先ほど申し上げました暴力団の排除も盛り込ませていただいております。

第2章、第4条関係につきましては、基本方針ということで、利用者の自立支援、利用者の選択に基づき保健医療・福祉サービスの総合的かつ効率的な提供義務などを規定してございます。

それから、第3章、第5条、第6条関係につきましては、予防支援事業の人員に関する基準ということで、事業所ごとに置くべき人員について定めてございます。また、あわせて管理者配置の基準も規定してございます。

第4章、第7条から31条までにつきましては、事業の運営に関する基準ということで、サービス提供の開始にあたりまして、申し込み者や家族に対しての説明責任なり同意理解を求めること、それからサービス提供拒否はだめですよ、そういったもろもろの事務処理等について細かく規定をさせていただいております。

第5章、32条から34条につきましては、効果的な支援の方法に関する基準ということで、基本的取り扱い方針や具体的取り扱い方針、幾つか言いますと、医療サービスと十分連携し、十分配慮せよという内容とか、サービス提供時の利用者やその家族に対して対応時の心がけ的なこと、それから第34条ではサービス提供の留意点として、利用者の個々を尊重し、生活する上での身体機能などを維持させ、生活の質の向上を目指すことなどを規定してございます。

第6章につきましては、基準該当介護予防支援の事業に関する基準であります。が、本町の包括支援センターが住所を町に置いたまま町外で事情によって住まわれている方もいらっしゃいますので、そのサービス提供を行う場合、町外の民間のケアマネジャー事務所へこのサービスの提供を委託し、実施する場合についての規定でございます。

最後に附則であります。施行期日は平成27年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 亶理町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 亶理町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第12号 亶理町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは続きまして、議案第12号 亶理町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書の25ページのほうになります。

この条例につきましても先ほどの条例と同様に、第3次地方分権一括法の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令において定められていた基準について市町村が条例で定めることとなったものから、制定するものでございます。

国より従うべき基準と参酌基準示されております。こちらも同様に、従うべき基準については、職員に係る職種などの基準及び員数でありまして、参酌基準は従うべき基準以外のものということになっております。

今回町のほうの条例制定に当たっては、特に国のこれまでの基準に対しまして内容につきまして特に問題もないと。町の実情的にも別段支障がないということもございまして、国のとおりの基準で条例をつくらせていただきたいと考えてございます。

それで、内容でございますが、第1条（趣旨）につきましては、法令根拠等を載せてございます。それで、こちらのほうの包括支援センターの事業ということの内容でございますが、高齢者の総合相談、それから相談からニーズを見出し、必要なサービス利用の支援、それから権利擁護の事業、成年後見制度の関係等になります。または、虐待の関係といった内容の権利擁護の事業、それから要支援者へのケアマネジメント、それから地域のケアマネジャーに対する指導といった内容が包括支援センターの業務ということになってございます。

それで、第2条につきましては、基本方針として、センターの職員の職員間の協働義務、それから地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえまして、公正かつ中立性のある運営をなさいと。するということをうたってございます。

第3条第1項につきましては、第1号被保険者の人数に対しまして配置すべき職種と人数を記載してございます。

それから、第2項につきましては、生活圏域の地理的な条件、その他の特殊な条件を勘案して、運営協議会が認めた場合については新たにセンターを追加するということができますので、その場合の人員配置基準について規定してございます。

最後にですが、附則であります。施行期日は平成27年4月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 亶理町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 亶理町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第13号 亶理町介護認定審査会特別会計条例

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第13号 亶理町介護認定審査会特別会計条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第13号 亶理町介護認定審査会特別会計条例についてご説明します。

議案書の27ページのほうをごらん願います。

この介護認定審査会につきましては、ご承知のように、亶理地域介護認定審査会の共同設置に関する規約に基づきまして亶理と山元で共同設置しています。

そしてまた、委員の人数、それから幹事、すなわち事務の担当となる町などについても定めてございまして、平成27年度から4年間亶理町が幹事町となるため、特別会計条例を設けるものでございます。

それでは、条文を読み上げさせていただいて説明とさせていただきたいと思います。

#### 亶理町介護認定審査会特別会計条例

##### 第1条（設置）

地方自治法第209条第2項の規定により、亶理地域介護認定審査会事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

##### 第2条（歳入及び歳出）

この会計においては、負担金、県支出金及び一般会計からの繰入金をもってその歳入とし、審査会委員報酬及び諸支出金をもってその歳出とする。

##### 第3条（弾力条項の適用）

この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができる。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 亶理町介護認定審査会特別会計条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 亶理町介護認定審査会特別会計条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書のほうは28ページになります。新旧対照表につきましては4ページになります。

今回の改正内容であります、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画であります第6期の介護保険事業計画におきまして、3カ年の給付に対し保険料の不足が生じることから、保険料の改正を行い、介護保険運営の安定化を図るものでござ

います。

今回の改正につきましては、国の指針が見直されまして、今までは基本6段階、本町におきましては附則のほうの中で特定のなものということで、2カ所ほど特例段階を設けてございまして、8段階ですが、これが所得によりきめ細やかな9段階に保険料を設定するよう示されましたので、介護保険運営委員会でご審議いただきまして、国と同様に9段階の設定とすることとしております。

それでは、新旧対照表により説明しますで、そちらのほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、第2条の改正関係ですが、保険料率の期間につきまして「平成24年度から平成26年度まで」という文言を第6期の期間となります「平成27年度から平成29年度まで」に改めるものでございます。

次に、保険料の額の改正でございますが、第1号から第6号までの改正と先ほど説明しました9段階の設定によりまして3号ほど号を追加いたします。

それでは、条例の各号における政令の、要するに政令第38条第1項何号、何号と入っているんですが、そちらの号の中ごろに今回国のほうで改正がございまして、変わった中で改正後の内容でご説明をさせていただきます。

まず、第1号でございますが、これが第1段階となります。これまでの第1段階、第2段階が1つになり、対象者は生活保護を受給している方や老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方、それから、世帯全員が市町村民税非課税で本人の収入が80万円以下という方が対象となります。こちらにつきましては、改正されて、年間保険料は3万4,380円ということになります。

次に、第2号第2段階でございますが、これまでの特例3段階ということになります。対象は、世帯全員が市町村民税非課税で収入が80万円を超えて120万円以下の方が対象となります。年間保険料は5万1,570円ということになります。

第3号、第3段階になるわけでございますが、これまでの第3段階と同じく、世帯全員が市町村民税非課税で第1号、第2号に該当しない方でございます。年間保険料は5万1,570円でございます。

次に、第4号第4段階でございますが、これまでの特例第4段階ということになります。対象は本人が市町村民税非課税でかつ収入が80万円以下で世帯の誰かが市町村民税課税の方ということになります。年間保険料は6万1,880円ということに

なります。

第5号第5段階につきましては、これまでの第4段階で、同じく本人が市町村民税非課税、第4号の方を除くわけですけれども、世帯の誰かが市町村民税課税の方という方が対象になります。年間保険料は6万8,760円でございます。

この第5段階の6万8,760円が第6期の介護保険料の基準額ということになります。

次に、第6号から第9号までは、これまでの第5段階、第6段階を細分化してございます。

第6号第6段階は、本人が市町村民税課税で所得が120万円未満の方につきましては、保険料は8万2,510円ということになります。

第7号第7段階ということになりますが、所得が120万円以上190万円未満の方ということで、保険料は8万9,380円になります。

第8号第8段階は、所得が190万円以上290万円未満という方で、保険料は10万3,140円になります。

第9号第9段階は、所得が290万円以上の方が対象で保険料は11万6,890円というふうになります。

次に、第4条の改正でございますが、資格取得や喪失時の月割による保険料算定について、今回9段階に改正されたことから、あわせて条文を整理するものでございます。

続きまして、対照表5ページの下段、附則第7条の追加でございますが、平成27年度から全国において介護予防事業、日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業という事業が開始できることになっております。それで、国からこの事業の取り組みについて経過措置が示されてございまして、第1項に掲げる事業は平成28年度まで、経過措置でそのままだも、今までのとおりでもいいですよという内容なんですけれども、第2項から第4項に掲げる事業については平成29年度まで改正整備の必要性等に鑑み経過措置がとられてございます。

本町におきましても、介護保険運営委員会で検討し、円滑な実施への体制整備のため、経過措置期間を採用する必要があると判断しまして、附則第7条を今回追加するものでございます。

第7条第1項に規定します事業ですが、現在介護保険制度での予防給付として実



施しているデイサービスあるいはヘルパーの事業になります。地域の実情に応じて町独自に実施する事業でございますが、介護事業所のほかボランティアやNPO等もサービス提供ができる事業になります。このため、地域資源の掘り起こしや体制整備に時間を要するというので、開始リミットであります平成29年度からの開始とするものでございます。

第2項に規定している事業につきましては、医療に関する専門的知識を有する者が介護サービス事業者、それから居宅における医療を提供する医療機関、その他の関係者の連携を推進する事業ということになっておりまして、この事業においては医師会との調整や医療機関等との体制整備に時間を要することから、リミットであります平成30年度開始とするものでございます。

次に、第3項の事業でございますが、自立した日常生活の支援及び介護予防、要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止に係る体制の整備を促進する事業でございます。ボランティア、NPO等の多様な主体による多様な生活支援サービス、例えば配食サービスなどの事業ということになりますが、この事業につきましても地域資源の掘り起こし、それから体制整備に時間を要することから、経過措置期間を採用し、リミットの1年前の平成29年度から開始をしたい考えでございます。

最後の第4項ですが、規定の事業は専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化防止のための支援、その他の認知症の方への総合的な支援を行う事業ということになりますが、認知症初期集中支援チームの設置とか、認知症ケアパスの導入、それから普及事業が該当することになります。

こちらの事業につきましても円滑な実施への体制整備のため、経過措置期間を採用し、リミットの1年前の平成29年度から開始とするものでございます。

なお、新聞報道等でもご承知のことと思いますが、平成27年度からこの総合事業を実施する予定の自治体については、全国で7.2%、その他の自治体では本町と同様に、経過措置を採用する状況のようでございます。

議案書に戻りまして、29ページ、附則でございますが、第1項（施行期日）、この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2項として、（経過措置）ということで、平成26年度以前分の年度分の保険料については従前の例による。

それで、今回の改正におきましては、第1号被保険者の負担割合が第5期にも

1%引き上げられ、21%になってございます。そして、今回の第6期におきましても1%の引き上げがされておまして、22%、1号被保険者で給付の分を賄うということになります。

その関係とあわせまして、介護認定者数の増加、給付費の増加などが見込まれますことから、安定的な運営のため、改正を行うものでございますので、ご理解をいただきまして、よろしくご審議願いたいと思います。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありましたけれども、第6期、2015年から2017年まで、基準月額が5,730円、第5期と比べると額では1,120円、率にしますと24.1%の大きな引き上げであります。

介護保険そのものは、平成12年、2000年から始まって、15年経過しております。第5期と第6期を比べるのじゃなくて、介護保険ができたときどうだったかということも比べる必要があるんですね。

それで、何点かお伺いしますけれども、平成12年、2000年の亶理町の高齢化率は何%だったのか。また、認定率は何%だったのか。これがまず1点目。

2点目、平成12年のデイサービスセンターは何カ所あったのか。現在何カ所なのか。特別養護老人ホームも平成12年何カ所あって、定員は何人だったのか。現在何カ所で定員は何人なのか。グループホームについても平成12年何カ所あって、定員は何人だったのか。

その施設の整備の状況を説明してください。ここが大事なんです。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、第1点目の町の高齢化率の関係の平成12年についてでございますが、平成12年4月1日では高齢者人口が6,394人で、高齢化率は18.01%でございました。

それから、要介護の認定者については687人で、認定率は10.74%でございました。

それから次に、デイサービスセンターの設置状況でございますが、平成12年4月1日現在では2カ所ございました。

それから、特養ホームにつきましては、平成12年4月1日現在で1カ所、日就苑

ということで、吉田のほうがございました。定員は84人でございます。

それから、グループホームについては（「現在は」と呼ぶ者あり）現在は4カ所、日就苑、第二日就苑、けいけん荘、第二けいけん荘の4カ所ございます。それで、244人が合計の定員でございます。内容を申し上げますと、日就苑が84人そのまま、第二日就苑が50人、けいけん荘も50人、第二けいけん荘が60人、これはショート入っていないんですが、直近のほうの定員ということでございます。

それから、グループホームにつきましては、平成12年4月1日現在ではございませんでした。それで、現在平成26年4月1日になるわけでございますけれども、現時点では4カ所。悠里の郷、しんまち、たいじん荘、ニチイうらきどということで、全部で7ユニット、1ユニットが9人でございますので、63人が定員ということになります。以上でよろしいでしょうか。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明されたとおりですけれども、デイサービスセンターが2カ所から11カ所、特別養護老人ホームが1カ所から4カ所、グループホームがゼロから4カ所で、この間町は力を入れて、介護基盤を充実させてまいりました。

その関係で、始まった年、2000年の基準の月額保険料は幾らでしたか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 平成12年度から14年度までの保険料でございますが、一応基準額として定めた金額は3万1,800円でした。ただ、新たな制度ということで、平成12年度、13年度については軽減をさせていただいております。基準額は一応3万1,800円ということでございます。こちらについては、昔の第3段階が基準になります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 月額換算では、平成12年度は2,650円なんですね。今度の第6期と比べると3,080円、率としますと116%の大幅な増なんですね。倍になっているわけですね。これは、介護保険そのものが基盤整備をするほど保険料を上げるという根本的な矛盾があって、そこに原因があるわけでありまして、それは介護保険を始まる前は国の負担は50%だったのが今25%です。そういう意味では、国に対して今後とも介護保険を安定的に運営するためにも国の財政支援を強く要望する必要があると思いますけれども、その点いかがですか。

もう1点目、今回2.7%の介護報酬の削減ですけれども、それが決まったのが1月なんですね。もう少し制度を直すときには早目に自治体は対応できるようにすべきであると思いますが、その点も国に要望できますか。

もう1点目、町として介護保険条例の第9条、介護保険の減免を活用して、保険料がどうしても払えない方については適用されるような方向で検討されますか。以上3点答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 介護保険制度、国民が支え合っただけの保障制度ということなんですが、実際的に各市町村でその保険料の額も変わってきます。サービスの内容等も含めてだと思んですが、なかなか小さな市町村では運営的にも大変厳しくなっているのはどこの町村も同じかと思えます。

そういった関係で、制度そのものの内容を含めまして、あり方等も含めまして、会議の中ではいろいろ意見を発していきたいと思えます。

それから、介護報酬額の引き下げ、今回2.27%になります。大分遅くて、うちのほうも介護保険運営の委員会の中で一回は改定前ということで試算をさせていただいて、その後さらにまた引き下げの率を掛けて、できるだけ保険料を下げた中でいろいろ協議をさせていただいておりますが、本当に決まるのが遅いのが現状でございます。しかも、今回の引き下げにつきまして具体的な項目での内容で示されたわけではなく、全体的に2.27%下げるといっただけでございますので、その辺でも事業者にとってもいろいろ不安はあるのかなと思えます。

今後こういった面につきましても県の会議等でも意見を述べる機会がありましたら要望してまいりたいと思えます。

それから、第9条の減免なんですが、まずは、最初から適用ありきじゃなくて、その方がどうして納められないのかを十分にお話を聞きながら進めてまいりたいと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この条例は、4月1日から施行するということは、4月の年金から差し引かれるということなんでしょうか。

この金額、段階ごとに大きくなっているんですけれども、町民に対してどのような周知の方法を図って、皆さんから納得していただきながら納付していただくか、

ここら辺が一番大事なことになると思いますけれども、この点についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 保険料徴収につきましては、平成27年度分につきまして税額確定の上で行うようになりますので、4月等の年金については暫定的な措置ということになります。

ただ、これは新しい制度の中じゃなくて、これまでの額に基づいての計算でお願いするようになろうかと思えます。

それから、周知の方法につきましては、4月号の広報で周知を進めるべく、原稿のほう今つくっておるところでございまして、あわせて、介護保険料の関係のいろいろな通知、その方々に通知差し上げる際にそういった料金の改正につきましても資料をお送りしまして、ご理解いただくようにしたいと思います。以上でございます。

あと、あわせてホームページでも掲載はさせていただきます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひ皆さんに周知するときに、わかりやすくという部分で、何か私たちがこういういろいろな条例を見てもいつも思うんですけれども、町民にわかりやすくという、そういう目線をぜひ持っていただきたいと思えます。1号とか2号とか、そういう言葉じゃなくて、できれば今の保険財政の厳しいこととあわせてこのような基準になったという部分もきちんとわかるように、できれば高齢者の方にと一回見てもらって、これでわかるかどうか、そこら辺をちょっと確かめた上で周知するという方法も今後考えることが必要なのかなと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） いろいろ意を用いながら対応していきたいと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） つい今介護保険料の徴収方法ということでお話が出ましたが、私のところについ1週間ほど前に徴収の手紙が互理町から入りました。それで、今までは互理町税と一緒に介護保険料も差し引かれて口座から引き落としされていたんで

すが、今回は自分の老齢福祉年金から引き落とししますと書いて手紙があったんですけども、それを見て、私は何か遺族年金が差し押さえされるような文章の書き方で、もう少し優しみのある、あなたはこれからこういうふうに変更になりましたので、このようになりますよというふうな形じゃないんですよね。まるきり何か1万3,800円次の年金、4月から引きますなんて書いてあるんですけども、もう少し思いやりのある、そういう文章の書き方というのがあると思うんですね。

それをこれからも今後高齢者がふえていく中で、もう少し検討されてはいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 多分議員はこれまで普通徴収から特別徴収に変わるということで多分ご案内が行ったかと思うんです。年金受給していて、18万円以上とか収入あれば、年金のほうからとか差し引くようになるんですが、ただ、65歳到達になったときにすぐに年金徴収できないものですから、最初は普通徴収でということで保険料のご案内をさせてもらっていると思います。それで今回特徴になったということでの通知文書かと思うんですが、システム的につくってございまして、大変申しわけないんですが、今後内容等に文言の関係も含めて検討させていただきたいと思いません。以上でございまして。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 亶理町介護保険条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第 9 議案第 15 号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正  
する条例

議長（安細隆之君） 続いて、日程第 9、議案第 15 号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第 15 号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書のほう 30 ページをお開き願います。

新旧対照表は 7 ページになります。

今回の一部改正につきましては、介護保険法の改正によりまして条項ずれが生じていたため、改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

第 3 条包括支援センターは、次に掲げる事業を行うということで、引用条文がございます。第 1 号の関係でございますが、第 115 条の 39 第 1 項に規定する事業ということでございますが、条文のほうは国のほうでの規定が変わりまして、第 115 条の 46 第 1 項にその内容が記載されたことから、今回改正を行うものでございます。

施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 亶理町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第16号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書31ページになります。

議案第16号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというふうなことでございますが、今回の内容でございますが、平成26年度の人事院勧告の中で、12月実施分と翌年、ことしの4月実施分と2つ示されてございました。そこで、12月実施分につきましては、12月の定例会においてご承認をいただいているところでございますが、今回は4月実施分についてご提案を申し上げるものでございます。

それでは、内容でございますが、新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表の8ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の8ページでございます。まず初めに、一番上のほうにございます第9条の2第2項でございますが、これは地域手当について区分を従前の6級から7級地まで区分をふやすものと、支給率をそれぞれ記載のとおり引き上げるものでございますが、この対象地域につきましては、仙台市及び仙台市に隣接する市町のみでございます。亶理町については該当はございません。

次に、下になります。9ページでございますが、第15条の2第2項につきましては、管理職職員が災害等の緊急な勤務を平日深夜にした場合、この深夜というのは



午前0時から午前5時までの分でございますが、管理職員特別勤務手当を1回につき6,000円を限度に支給することができるというふうなことにするための改正でございます。

これまで休日は出ておったんですが、これが平日の深夜0時から5時までにふえたというふうな内容でございます。

続きまして、次のページ、10ページをお願いいたします。

10ページ、一番上になりますが、第17条第2項第1号でございますが、昨年、先ほど申し上げましたように、12月に改正をいたしました0.15月分の引き上げ改正しました勤勉手当につきまして6月と12月に引き上げ分をそれぞれ振り分けするための改正を行うものでございます。

続きまして、議案書32ページにお戻りいただきたいと思いますが、議案書の32ページでございます。ここに給料表記載がございますが、これが36ページまでございますけれども、これにつきましては、人事院勧告に基づきまして職員給与、平均2%減額をした給料表でございます。これを定めるものでございます。

なお、引き下げ分につきましては、3年間減額保障というふうなことで支給されるというふうな内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号についてご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び亘理町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、これにつきまして一括議案とさせていただいておりますので、一括でご説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表12ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の12ページでございます。12ページの上のほうにございますが、まず第4条でございますが、先ほど申し上げました一般職員同様に、昨年12月に一括で0.15月分引き上げ改正いたしました町長、副町長の期末手当につきまして、6月と12月にそれぞれ引き上げ分を振り分け改正するものでございます。

また、同じページの下のほうにございます第1表でございますが、給与につきましても一般職員の給与の改定とあわせて、平均2.0%の引き上げ改定を行いましたが、実際引き上げを実施しましたところ、その職員の張りつく場所等によりまして、実質下げ率が1.7%となつてございます。それにあわせて、町長、副町長の引き下げ1.7%、同様に引き下げ改定するものでございます。

その下になります。13ページでございます。同じ第1表でございますけれども、教育長につきましては、これまで町の職員として位置づけられておりました。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されまして、教育委員長の職務を含んだ常勤の特別職の教育長になるというふうなことに改正されましたので、町長、副町長の次に特別職として教育長の給与、日当等を新たに定めるもののほか、ここに記載のございます各条例に「教育長」の項目を追加いたしまして、こ

れまでございました「教育委員長」の項目を削るものでございます。

なお、経過措置といたしまして、教育長の現在の任期中は従前のとおりというふうなことでございまして、今回の改正につきましては、次期教育長の任期開始から適用されるというふうな内容でございます。

また、新旧対照表の14ページでございますけれども、ここにございます附則第6項で独自の軽減措置というふうなことで、町長、副町長につきましても引き続き10%の減額、そこに現在も行っておりました教育長の5%の減額分を追加するというふうな内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明されましたけれども、教育長が今までの一般職から特別職になると。これは、いわゆる地方教育行政法が教育委員会をめぐって大改正を行う一環として教育長をそういうふうに位置づけたということであります。

教育長の任期中は今までどおりだということですがけれども、教育委員会そのものは戦後住民の公選制だったわけであります。そのときに教育委員会の役割として、私こういう認識持っているんですけども、それでいいかどうか。そういうことを踏まえて運営されるのかどうか。

一番は、中央集権じゃなく地方分権、住民の民意を反映する、そして行政職、首長から独立すると、こういう原則に基づいて教育委員会が運営されてきたわけありますけれども、今後もこういう根本的な方針で運営されるのかどうか、それだけお願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今鞠子議員から言われましたけれども、今後教育行政法が4月1日から施行されます。これまで教育委員会は首長から中立というふうな、いわゆる独立機関、これは継承されますので、そういう中で運営されていくというふうに思われますので、ご理解をいただきます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第18号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書42ページになります。

議案第18号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正するというふうなことでございますが、新旧対照表17ページにもございますが、この改正につきましては、先ほど申し上げました町三役及び町職員同様に、昨年12月に一括で改正をいたしました期末手当につきまして6月分、12月分にそれぞれ振り分けるための率の改正でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第19号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する  
条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第19号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案第19号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書43ページになります。

亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正するというふうなことでございますが、新旧対照表18ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の18ページでございますが、ここの改正後に記載のございます引用法律の第5条を追加するというふうな内容でございます。

この第5条につきましては、短期時間勤務職員に関する規定でございますが、今後町の任期付職員につきましても短期時間で勤務も可能というふうなことにするための改正でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 法律、公務の能率的運営を確保するため必要である場合には条例で定めるところにより短期時間勤務職員を任期を定めて採用することができるということで、今回改正提案されたわけでございますけれども、どこの部署で、それで単時間勤務、どこの部署の短時間で時間帯はどういうふうなことになるのか、まずそこを伺いたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今回の改正につきましては、どこの部署といったことではなくて、どこの部署であっても任期付職員で短期も選択できるように幅を広げたというふうな内容でございます。その短期という場合は最高で31時間ということで、日にちでいきますとちょうど1週間の5日がフルタイムですけれども、4日、1日減ると、「以下」というのが短期時間になります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） そうした場合に、任期、1年ごとに更新されるのか。任期はどういうふうに考えていますか。

それと、任期付職員を採用する場合の選考方法、退職者の希望をとってというふうなことになるかと思うんですけれども、その辺も含めて。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今申し上げましたのは、任期付きというふうなことで、別個に募集をして採用する職員でございます。職員の再就職の場合は再任用というふうなことでございまして、それにつきましては、現時点でも短期時間を選択できる規定になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を

改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第20号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書44ページになります。

議案第20号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正するというふうなことで、この改正内容でございますが、これも先ほど一般職員のほうでご説明申し上げました企業職員、水道事業担当職員になりますけれども、同様に、緊急の災害等の深夜勤務になった場合、平日でも特別職勤務手当が支給できるようにするための改正ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部

を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第21号 亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第21号 亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案第21号 亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

亶理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正するというふうなことで、内容につきましては、新旧対照表を使ってご説明申し上げますので、新旧対照表20ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表20ページでございますが、今回は2つの大きな改正が目的で改正をさせていただきます。まず1つ目が上段のほうにあります第2条団員の定数でございますが、現在の「530人」から「460人」に改正するものでございますが、これは、現在の消防団員数約440人でございますが、条例定数の530人に余りにも乖離があるというふうなこと、それから、団員に事故等があった場合に補償いたしません、そのために加入しておりますが、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合というのがございますけれども、これが掛金が条例定数の人数をもとに計算されるというふうなことから、今回定数の削減を行うものでございます。

また、次のページ、23ページをお開きいただきたいと思いますけれども、23ページの真ん中にごございます第10条費用弁償でございますが、この費用弁償の額を「1,200円」から「2,000円」に引き上げるための改正というのが大きな目的の改正



でございます。

なお、この引き上げ分につきましては、先ほど申し上げました定数の削減によりまして、掛金が低くなるというふうなことから、それらを充ててこの費用弁償に充てたいというふうに考えてございます。

なお、ほかの改正分につきましては、今回の2つの改正にあわせまして、近隣市町村等を参考にしながら、文言等の訂正をさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 定員が460人で現在440人、20人不足しておりますけれども、この不足分をどのように確保するのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 震災以降かなり消防団員数は減っております。ただ、消防団員の皆さんの勧誘等でここ一、二年徐々にではございますが、ふえてきまして、先ほど約440名というふうにお話ししましたが、438名というふうなことでございます。

また、現在も相談がありまして、もう少しふえていくだろうというふうに、非常に期待をしているところでございますが、何といたしましても入った方の話を聞きますと、やはり近所の方あるいは入っている団員の方、そういった方の声かけ、それでもって踏ん切りをつけたという方が多くいらっしゃいますので、引き続き議員も初め、お声かけをお願いしたいなというふうに考えてございます。

なお、広報等につきましても常時募集等のお知らせはしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 第10条費用弁償ですけれども、「1,200円」から「2,000円」、周辺自治体、山元町、岩沼市、名取市の費用弁償はどうなっているのか、わかれば答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 山元町については、改正前の亶理町の額と同額でございます。それからあと、岩沼、名取につきましては、今回の亶理町の引き上げよりも若干数百円ですけれども、高いというふうな状況でございます。

ただし、年報酬につきましては、亘理町、他の自治体よりも若干高目でございますので、年間のトータルでいきますと決して低いほうではないだろうというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 亘理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 亘理町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第22号 亘理町町税条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第22号 亘理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 議案書の47ページ並びに新旧対照表は25ページになります。

議案第22号 亘理町町税条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

亘理町町税条例の一部を次のように改正する。

第71条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、前項第3号の固定資産について、町長が固定資産税を減免すべき事由があることが明らかであると認める場合は、職権で減免することができる。

附則

この条例は平成27年4月1日から施行する。

初めに、改正理由を申し上げたいと思います。東日本大震災の津波によりまして被害を受けた土地、家屋に係ります固定資産税及び都市計画税につきましては、これまで地方税法附則第55条の震災特例規定に基づき、平成23年度から平成26年度までの4カ年を課税免除行ってきました。

しかし、平成26年度の税制改正におきまして、平成27年度より一般の措置に移行することとされております。

しかしながら、いまだに一部農地が未復旧のために平成27年度以降につきましては、地方税法第367条、これは固定資産税の減免規定でございますが、町税条例によりまして区域を指定して職権で減免を行うための今回の所要の改正になります。

次に、減免内容でございます。平成27年1月1日現在におきまして吉田東部地区、荒浜地区の田297ヘクタール、そして畑243ヘクタールの540ヘクタールが除塩作業がまだ終了しておりません。また、圃場整備も行っておりません。そして、農地の生産基盤である用排水施設がまだ未復旧でございます。そのため、作付できないというふうな状況にございまして、そのため、固定資産税及び都市計画税の減免を行いたいというふうなことでございます。

なお、宅地につきましては、道路、上下水道、電気等の生活基盤が復旧しておりまして、家屋についても修繕状況を踏まえまして、平成27年度から通常どおりの課税を行う予定でおります。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 互理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第23号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第23号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の48ページ並びに新旧対照表の26ページを使用いたします。お手元に準備をお願いいたします。

初めに、議案書の48ページ、第1条亶理町町営住宅条例の一部を次のように改正する。災害公営住宅の整備が完了することに伴いまして、6月から入居が可能となることから、新旧対照表の26ページのほうに移りますけれども、26ページの上段、集合住宅の区分、名称、位置の囲みのところを確認願いますが、別表の1町営住宅の集合住宅の区分に2団地を追加するものであります。上浜街道住宅として、亶理町字上浜街道9番地1及び下茨田南住宅として、亶理町字下茨田52番地1を加えるものでございます。

次に、新旧対照表を開いていただきまして28ページの下段の共同施設、集会所の区分、名称、位置の囲みを確認願います。別表の2共同施設の集会所の区分に上浜街道住宅集会所、亶理町字上浜街道9番地1を加え、下の今度29ページのところになります。同表の共同施設の児童遊園の区分に上浜街道住宅児童遊園として、亶理町字上浜街道16番地46及び下茨田南住宅児童遊園として、亶理町字下茨田52番地1を加えるものでございます。

続いて、第2条関係でございますが、また新旧対照表に戻っていただきまして、26ページ、上のほうになります。集合住宅の区分の一番下に吉田大谷地地区に災害公営住宅の設備が完了することに伴いまして、8月から入居が可能となることから、同様に、別表の1町営住宅の集合住宅の区分に大谷地住宅として、亶理町吉田

字大谷地78番地を加えるものでございます。

また、新旧対照表開いていただきまして、29ページの上段のところに別表の2共同施設の集会所の区分に大谷地住宅集会所を加え、同表共同施設の児童遊園の区分に大谷地住宅児童遊園として、亘理町吉田字大谷地1番地31を加えるものでございます。

議案書の48ページに戻りまして、附則として、この条例中第1条の規定は平成27年6月1日から、第2条の規定は同年の8月1日から施行するものでございます。

以上で議案第23号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 亘理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 亘理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第24号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第24号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第24号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書については49ページ、それから新旧対照表については30ページを使用いたします。準備をお願いいたします。

今回の改正は、道路占用料の算定の基礎となっております現行の所在地区分について同一所在地区分の中において大きな格差が生じたり、逆転現象が生じていることから、現状の適正化を図るため、道路法施行令の一部を改正する政令において所在地区分の見直しが行われたものでございます。

具体的には、所在地区分を3区分から5区分に細分化し、占用料の額についても算定の基礎となる民間における地価水準、固定資産税の評価額及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえまして、政令の別表が改正されております。

現行については、3区分、甲地、乙地、丙地区分の本町においては丙地区分に所属しておりましたけれども、この改正政令が施行されることによりまして5段階に区分されることになっております。

本町においては、土地の平均価格が町村の土地の平均価格以上の市町村で第1級地から第3級地以外のものに該当し、第4級地に所属することになります。この改正政令の第4級地区分の占用料の額に準じて改正するものでございます。

また、亶理町道路占用料条例以外の関係条例でありますけれども、亶理町公共物管理条例、そして亶理町都市公園条例及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の使用料の一部については、亶理町道路占用料条例と同一料金体系をとっているものがあるため、これらの使用料についても亶理町道路占用料条例と同様に、改正政令の第4級地の占用料の額に準じて改正するものでございます。

まず初めに、議案書の49ページ、第1条亶理町道路占用料条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第2条関係であります、これについては新旧対照表の30ページをお開き願いたいと思います。

各区分の占用料と詳細な説明は省略させていただきますけれども、占用物件区分の法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱から36ページの道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物、その他のものまでを改正するものでございます。

その下、36ページ、別表備考第9号中、「イ」を「ウ」とし、「ア」の次に次のように加えるものでございます。「イ」としまして、単価がAに率を乗じて得た額

と定められている場合については、Aに当該率を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額とするものです。Aというものは、近傍類似の土地の時価をあらわしております。

続きまして、議案書にまた戻りまして、54ページをお開き願います。

54ページ、第2条でございます。亶理町公共物管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

また新旧対照表のほうをお開きいただきまして、38ページをお開き願います。

別表中、備考以外の部分を次のように改正するものでございます。各区分の使用料等については、これも省略させていただきますけれども、柱類の設置、38ページから40ページのその他の工作物を設置しない場合までを改正するものでございますが、40ページのその他の2項目については、単位が「1月」から「1年」に変更となるものでございます。

続きまして、また議案書に戻っていただきまして、55ページの下段のほうになりますが、第3条亶理町都市公園条例の一部を次の56ページにかけてになりますけれども、次のように改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、41ページをお開きください。

別表第3第2号の表中、備考以外の部分を次のように改めるものでございます。

個数を単位として使用を認める場合について、柱類の設置から公衆電話所について改正するものでございます。

また続きまして、議案書の56ページに戻りまして、第4条財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

新旧対照表は43ページになります。43ページを確認願います。

別表中、備考以外の部分を次のように改めるものでございます。

別表第8条関係であります。財産の種類が土地であるものについて改正するものでございます。

各区分の使用料等詳細は省略させていただきますけれども、電柱類の設置から44ページのその他までを改正するものでございます。

続いて、また議案書の59ページに戻りまして、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第24号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします

す。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 0時56分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第19 議案第25号 物品購入契約の締結について（平成26年度  
（復交）農業用機械施設（田植機・コンバイン・トラクター）整備事業）

議長（安細隆之君） 次に、日程第19、議案第25号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第25号 物品購入契約の締結について説明を申し上げます。



議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。でございます。

事業名につきましては、平成26年度（復交）農業用機械施設（田植機・コンバイン・トラクター）整備事業）でございます。

契約金額が2,553万1,200円。なお、落札率につきましては、75.05%でございます。

契約の相手方が亙理町逢隈田沢字遠原36番地 みやぎ亙理農業協同組合でございます。

次の61ページ目からが資料となりますので、ごらんいただきたいと思います。

入札年月日が平成27年1月30日。

入札の方法が指名競争入札。

入札指名業者につきましては、みやぎ亙理農業協同組合、有限会社はんざわ上茨田店、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマーアグリジャパン株式会社亙理支店、株式会社竹内農機商会の5社でございます。

入札回数につきましては、1回。

購入品目及び台数については、田植機8条植えが1台、コンバイン6条刈り1台、トラクター53馬力が1台、トラクター70馬力が1台でございます。

仕様については、別紙のとおりということで、次の62ページから64ページまでが仕様書、それから、65ページ、66ページについては、写真等をつけておりますが、写真につきましては、仕様に従いまして、同等以上のものということで参考写真を添付しております。

受渡期限につきましては、平成27年3月20日。

受渡場所が亙理町逢隈鹿島字北鹿島360の1地内ということで、旧亙理高校のグラウンド跡地となります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 前回も何年か前も同じような質問しました。同じような答弁になる

かとは思いますが、まず、この保管場所、管理責任者、それから故障の際の費用というのを、これを伺いたいと思います。3点。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今回の保管場所につきましては、まず、田植機8条植え、それからコンバイン6条刈り1台、それからトラクター70馬力1台につきましては、大畑浜宮農組合でございます。

それから、トラクター53馬力につきましては、1台、野地集団組合となっております。

それで、無償貸与ということになりますが、機械施設の保守管理等費用につきましては、全額営農組合のほうで負担ということになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） このそれぞれの購入品目の単価、説明をお願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 単価ではなくて、合計の金額で契約をしたものでございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） それはわかりますが、落札率が75%ということであれば、例えばそれぞれ田植機がどのぐらいになっているのか、例えば前回購入した金額と比べて大幅に安いのか、高いのか、その辺やっぱり我々としても知る義務があるんですよね。

したがって、4台一式で幾らじゃなくて、単価当たり、例えば2,500万円ですから、単純に4で割るというわけにいかないと思うんですよね。その辺の標準価格といますか、その辺を教えていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 前回の議会でもちょっとお話ししましたように、この予定価格につきましては、いわゆる見積徴取で予定価格を決定しております。それで、今言った、各田植機、それからコンバイン等については、それぞれその見積徴取で合計した金額で見積もりが決定しております。

それで、今回落札率75.05%ですか、それで安いんじゃないかという話もありますが、いわゆるこれについては、各企業のほうで見積もりして提出したものでござ

いますので、それぞれ企業のほうで競争原理が働いておりますけれども、採算性を考慮して入札した結果だと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 質問3回までかな。今の見積価格でいいんですよ。私聞いているのは。見積価格をとって入札したわけでしょう。ですから、それをお答え願いたいなと思います。買ってだめだとか何とかじゃなくて。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、ちょっと今手元にありませんが、例えばその参考見積、その価格であれば担当課のほうで、ちょっと今手元にご用意していませんので、あと農林水産課のほうでご提示できればと思っております。ちょっと今手元に参考見積ないそうでございますので、よろしくお願ひします。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） （復交）農業用機械施設整備事業、これは事業は平成26年度で終わりののか、終わらなければいつまでなのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） この事業につきましては、平成23年度から行いまして、平成26年度で終了、終わる予定でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 物品購入契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第26号 物品購入契約の締結について（平成26年度

(復交) 農業用機械施設 (ミニライスセンター内部機器) 整備事業その2)

議長 (安細隆之君) 日程第20、議案第26号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

[議題末尾記載]

議長 (安細隆之君) 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長 (吉田充彦君) それでは続きまして、議案第26号 物品購入契約の締結について説明します。

議案書の67ページお開きいただきたいと思います。

議案第26号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。でございます。

事業名が平成26年度 (復交) 農業用機械施設 (ミニライスセンター内部機器) 整備事業その2でございます。

契約金額が1,777万6,800円、落札率につきましては、69.89%ございました。

契約の相手方につきましては、亶理町逢隈田沢字遠原36番地 みやぎ亶理農業協同組合でございます。

次の68ページ以降が資料となります。68ページをごらんいただきたいと思います。

入札年月日が平成27年1月30日、入札の方法が指名競争入札。入札指名業者がみやぎ亶理農業協同組合、有限会社はんざわ上茨田店、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマーアグリジャパン株式会社亶理支店、株式会社竹内農機商会の5社でございます。

入札回数が1回。

購入品目及び台数につきましては、乾燥機45石が4台、放冷タンクが4台、それから、この荷受ホッパから記載の計量選別機までそれぞれ各1台でございます。

仕様については、別紙のとおりということで、69ページ、70ページが仕様書、それから71ページから76ページまで、これが写真等をつけております。写真等につきましては、先ほどと同様、仕様に従い同等以上のものということで、参考写真等を

添付しております。

受渡期限が平成27年3月27日。

受渡場所が亙理町吉田字道下96番地1地内でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） これは、ミニライスセンターの内部機器ですが、どこのミニライスセンターなのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 引き渡し場所が吉田字道下96番地1ということでございまして、大畑浜南集落センター北側になりまして、団体につきましては、大畑浜営農組合でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 物品購入契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 議案第27号 町道の路線認定について

議長（安細隆之君） 日程第21、議案第27号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案書の77ページをお開き願いたいと思います。

初めに、申しわけございませんけれども、下の表の路線番号、一番上の808、路線名が西川原団地1号線の終点の地番でございますが、今記載されているのが逢隈田沢字西川原4-6-1となっておりますけれども、最後の2文字、-と1を削除願いたいと思います。

それでは、議案第27号 町道の路線認定について説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものでございます。

今回の路線認定につきましては、平成26年度において民間の開発により、開発団地内に設置した道路を町側に寄附を受け、町道として使用するに当たり、下記記載の7路線を路線認定するものでございます。

最初に路線番号808、路線名西川原団地1号線、起点は逢隈田沢字西川原84-2、終点については同じく西川原4-6、幅員は6メートル、延長が215.9メートルでございます。

次に、路線番号809、西川原団地2号線、起点は逢隈田沢字西川原1、終点については同じく西川原3-1、幅員が6メートルで延長が71.4メートルでございます。

次に、3番目の路線番号810、中道団地1号線、起点は逢隈神宮寺字中道7-3、終点については逢隈神宮寺字一郷153、幅員は6メートル、延長は63.5メートルでございます。

続いて、4番目の路線番号811、中道団地2号線、起点は逢隈神宮寺字中道7-1、終点については同じく中道17-5、幅員は6メートル、延長は141メートルでございます。

次に、5番目の路線番号812、裏城戸団地線、起点は裏城戸169-2、終点については同じく169-1、幅員は6メートル、延長は97.8メートルでございます。

続いて、6番目の路線番号813、浜吉田駅前団地線、起点は吉田字大谷地72-342、終点については同じく大谷地72-9、幅員は6メートル、延長は104.9メートルでございます。

最後に、7番目、路線番号814、路線名南谷地添団地線、起点は逢隈牛袋字南谷

地添181-7、終点については同じく南谷地添181-1、幅員は同じく6メートルの延長が90.1メートルでございます。

以上7路線を認定するものでございますが、次の78ページに路線番号808の西川原団地1号線及び路線番号809の西川原団地2号線箇所図を掲載しております。

次の79ページには路線番号810中道団地1号線及び路線番号811の中道団地2号線箇所図を掲載しております。

続いて、次の80ページには路線番号812、裏城戸団地線の箇所図を掲載しております。

次の81ページには路線番号813の浜吉田駅前団地線の箇所図を掲載しております。

最後に、82ページ、路線番号814の南谷地添団地線の箇所図を掲載しております。

それぞれ路線を①、②と掲載しておりますが、丸印が起点で矢印が終点となります。確認をお願いいたします。

以上で議案第27号についての説明を終わります。よろしくご審議方をお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第28号 平成26年度亙理町一般会計補正予算（第9号）

議長（安細隆之君） 日程第22、議案第28号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして、議案第28号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第9号）について説明申し上げます。

一般会計補正予算書の第9号を準備いただきたいと思います。

最初に、予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条（歳入歳出予算の補正） 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18億3,284万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ346億7,685万1,000円とする。

第2条（繰越明許費） 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（債務負担行為の補正） 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条（地方債の補正） 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳出のほうから説明申し上げますので、28ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算における歳出につきましては、全体的な内容についてまず初めに申し上げますと、事業費の確定及び確定見込みによります減額補正が主なものでございます。

今回の補正予算書については、ページ数がかなりございますので、増額補正になるもの、それから減額補正におきまして主に金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

2款の総務費におきましては、1項12目基金管理費としまして22億1,909万6,000円の増額補正でございますが、次の31ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。そのうち震災復興基金につきましては、基金利子及び寄附による基金への積立金としまして401万6,000円を増額補正するものと、今回第11回目で国に対して



申請予定の復興交付金等といたしまして22億1,425万8,000円を増額補正し、東日本大震災復興交付金基金に積み立てするものでございます。

次に、4項選挙費といたしまして1,185万7,000円の減額補正でございますが、衆議院議員選挙、それから32ページになりまして、農業委員会委員選挙、互理町長選挙、互理町議会議員補欠選挙の各選挙関係経費の事業費の確定、確定見込みによる減額補正でございます。

続いて、34ページをお開きいただきたいと思います。

3款の民生費でございます。1項1目社会福祉総務費9,076万円の減額補正につきましては、説明欄にございますように、国民健康保険特別会計に対する保険基盤安定繰出金として1,159万1,000円を繰り出すために増額補正するものと、臨時給付金経費としまして、事業費の確定見込みにより1億235万1,000円減額補正するものと合せまして、合計9,076万円減額補正するものでございます。

3目の老人福祉費433万6,000円を増額補正ですが、そのうち、次の37ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。介護保険施設整備事業費331万8,000円を増額補正については、ことし5月に小規模多機能型居宅介護施設を開設する事業者に対する補助金といたしまして、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金331万8,000円増額補正するものでございます。

2項1目の児童福祉総務費につきましては、認可外保育施設運営事業者に対する認可外保育施設運営事業費補助金としまして143万4,000円追加補正するものと、4目の児童措置費につきましては、事業費の確定見込みにより児童手当支給費788万5,000円減額補正するものでございます。

3項1目の災害救助費1億2,984万1,000円の補正につきましては、次の39ページの説明欄にございますが、そのうち災害援護資金貸付金については、貸付金の確定見込みによりまして1億3,150万円減額補正するものでございます。

続いて、6款の農林水産業費についてでございますが、これについても事業費の確定、確定見込みによる減額補正が主なものとなりますが、増額補正するものにつきましては、40ページをお開きいただきたいと思います。

1項6目農地費で、41ページの説明欄にございますが、県営農地整備事業費の農村地域復興再生基盤総合整備事業、これの情報基盤施設、水管理システムの整備が追加になったことから、負担金といたしまして741万4,000円追加補正するものでござ

ざいます。

それから、42ページをお開きいただきたいと思います。

3項水産業費の3目復興事業費でございますが、これも説明欄にございますが、水産業共同利用施設復興整備事業におきまして、水産加工流通施設の整備に対する補助金12億8,625万円を予算計上しておりましたが、平成27年度当初予算で改めて計上したことから、今回同額減額補正するものでございます。

7款の商工費につきましては、44ページをごらんいただきたいと思います。

1項4目企業誘致対策経費におきまして、亘理町工業用地等造成事業特別会計への繰出金としまして4億5,603万9,000円追加補正するものでございます。この件につきましては、工業用地等造成事業特別会計におきまして平成26年度見込んでおりました舞台アグリイノベーションからの土地売却収入が平成27年度収入になることに伴う繰出金の増額でございます。

8款の土木費につきましては、4項6目復興事業費といたしまして、説明欄の45ページ、それから47ページ、49ページまで記載の災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業、避難道路整備事業等を初めとします復興整備事業費の確定見込みによりまして28億6,849万3,000円を減額補正するものでございます。

48ページの9款消防費から以降の各款の補正につきましても事業費の精査及び確定見込み等によりまして減額補正するものが主なものとなっております。

次に、歳入について説明いたしますので、12ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入項目の補正につきましては、今申し上げました歳出における事業費の確定、確定見込みに伴う収入見込額の補正のほか、地方譲与税等の各種交付金の確定、確定見込みによる補正が主なものでございます。

1款の町税につきましては、現在の課税状況及び収入の見込額などから、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の税目で合計1億833万5,000円増額補正するものと、都市計画税におきましては580万3,000円減額補正するものと、合せまして1億253万2,000円増額補正するものでございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

9款の地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定によりまして454万3,000円追加補正するものと、歳出の復興事業費の減額に伴い、震災復興特別交付

税 5 億1,420万円を減額補正するもので、合計 5 億965万7,000円減額補正するもの  
でございます。

13款国庫支出金、それから18ページの14款県支出金につきましても歳出における  
事業費の確定及び確定見込額によります減額補正するものが主なものでございま  
すが、第11回で国に申請予定であります東日本大震災復興交付金の関係によりまし  
て、国庫支出金につきましては21億1,846万円の増額補正と、県支出金につきまし  
ては2億9,757万1,000円減額補正するものでございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

16款寄附金につきましては、災害復旧・復興のための寄附といたしまして17件、  
343万7,000円頂戴したほか、ふるさと納税などの震災以外の目的で18件、81万  
2,000円、合計で35件424万9,000円貴重なご寄附を頂戴いただきました。この場を  
おかりいたしまして御礼申し上げたいと思います。

それから、17款の繰入金でございますが、1項1目財政調整基金繰入金につきま  
しては、今回の補正の調整財源といたしまして1億7,089万1,000円増額補正するも  
のでございます。

歳出における復興交付金事業費の減額等に伴い、10目の震災復興基金繰入金を5  
億2,042万円減額補正するものと、12目東日本大震災復興交付金基金繰入金29億  
5,396万8,000円減額補正するものでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

19款の諸収入につきましては、4項1目雑入において、25ページの説明欄にご  
ざいますが、新ごみ処理施設整備に伴う平成25年度負担金の精算によりまして、亙理  
名取共立衛生処理組合からの返還金7,104万5,000円と、平成23年、24年度に実施し  
ました農業用施設等の県営災害復旧事業費返還金として2,266万7,000円をそれぞれ  
増額補正するものと、荒浜中学校災害復旧工事における太陽光発電システムの工事  
費に対しまして公益財団法人コカ・コーラ教育環境財団から2,624万1,000円の助成  
金が今回ございましたので、同額増額補正するものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページが第2表繰越明許費でございます。平成26年度内に事業完了することが  
難しくなりました、ここに記載の公共ゾーン測量及び実施設計事業から下の段の海  
洋センター漕艇場災害復旧工事業計画書作成事業までの18事業について、それぞ

れの金額を平成27年度に繰り越すというものでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページが第3表債務負担行為補正でございますが、今回は廃止ということで、災害公営住宅関連道路整備事業、下茨田橋の改良工事については、平成26年、27年度の2カ年事業としまして平成27年度の債務負担行為の設定を行っていたところでございますが、施工箇所であります下茨田橋がかかる互理承水路については、現在東北農政局におきまして水路の護岸復旧工事が行われており、そのため、平成27年度から事業実施せざるを得ない状況であることから、既に設定しております債務負担行為について廃止するものでございます。

最後に、第4表地方債の変更についてですが、漁港修築事業、災害公営住宅整備事業ともに平成26年度事業費の減額に伴い借入金の限度額を1,090万円から550万円、それから10億2,700万円から9億8,850万円に変更する内容でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 35ページ、3款1項1目臨時福祉給付金経費でございます。19節の臨時福祉給付金1億55万5,000円の減額がされておりますが、当初予算で1億7,000万円だったかと思えます。予算執行を見ますと、大体7,000万円ぐらいが執行されたというふうな状況です。それで、この臨時福祉給付金につきましては、消費税が8%に引き上げに伴いまして、所得の低い方に臨時措置として支給されたわけでございますが、今回何名の該当者と給付額なのか、まずそこをお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） こちらにつきましては、当初のほうで1億7,000万円ほど予算計上させていただいたんですが、実質的に一応期間を延長しまして、12月の末まで申請の受け付け、そしてやむを得ない事由によっては2月の末まで受け付けをさせていただきます。

それで、実績のほうなんですけど、決定した方につきましては5,401名、それで、最終的に当初の積算の中で非課税の中の方で扶養されている方ということで、その扶養している人が課税であれば対象外ということになるんですが、そういうふうな算定の方法の中でちょっと具体的に数値を盛り込めなかった点で、ちょっと多く積

算をしたというのが状況でございます。

それで、一般質問の中でもいろいろございまして、対象者への通知ということで、11月に改めて該当してまだ手続していない方については、税務課のほうとも協働しながら非課税ですよというお知らせとあわせて申請のほうを周知を図ったところでございますが、その最終的な該当する方については5,991人というふうに見込んでございまして、その関係で決定者数と支給者の数、該当する方の数5,991で割ると約90%の方々には手続をしていただいたということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） あと残りの方の、これ申請過ぎたと思うんですけども、残りの方は棄権というふうな形になるのかどうか。

それと、平成27年度についても閣議決定されたように聞いているわけですが、その辺あたりどうなるのかお願いをいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 最終的に12月末まで延長させてもらって、それ以降は当然申請期間が過ぎたということで、本来であればだめになるんですが、国のほうの定め方の中で2月の末までは、例えば長期入院していたとか、あと海外に行っていたとか、申請できなかった理由がやむを得ない場合については、2月の末まで受け付けなさいというふうな内容になってございました。それで、もう2月を過ぎましたので、これ以降については一切受け付けることができません。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それから、平成27年度の事業につきましては、1月の後半ごろに国のほうの文書が県を通じて来ておりますが、その詳しい内容について要領等はまだまだでございます。

ただ、国のほうとしては、同じような対象者、非課税の世帯ということになってくるんですが、それで6,000円の金額に変わるようでございます。

それと、年金の加算等はなくなるというふうな内容を承っております。

それで10月ごろから支給をしなさいとか、受け付けなさいというふうな内容でございますが、まだ要領も示されておられませんので、当初予算の中でも当然検討していなかったことですので、今回の当初には乗せてございません。

それから、あわせて子ども・子育て世帯のほうの特例臨時給付金につきましても同様に、平成27年度も行われるようでございますが、こちらは3,000円になるような状況だと伺っております。

ただ、こちらのほう、国のほうでは6月ごろの現況届にあわせて内容を周知しろとかというふうに来ているんですが、事実的に現場の町村ではそこまで今まだ予算もない中で組めていない状況ですので、今後県からどんどん説明を受けて事業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず1点目、37ページ、3款1項3目、いわゆる説明ありましたが、小規模多機能型居宅介護施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金331万8,000円、その下、3款2項1目認可外保育施設運営事業費補助金143万4,000円、これどういう算定でこういう補助金を算出したのか、それぞれ答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、1点目の施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金、これは国のほうの中での補助金ということで、項目が示されてございます。それで、今回うちのほうでも逆にわからなかったと言えどもわからなかったんですが、県のほうが施設側といろいろお話しされてこういうのがありますということで、補助金の申請に至っております。

それで、実質的には県のほうからお金を受けて事業者へ流すと。内容的には、今回の開設に伴って募集の広告とか、あと車の準備とか、あと職員の受け入れとか、そういった準備についての経費ということで伺っております。

それから、その下の認可外保育施設の運営事業費補助金につきましては、補助要綱の中で定めておまして、人数に対して受け入れの人数、お子さんの数がふえたことにより、今回増額するものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目、41ページ、6款1項6目農村地域復興再生基盤総合整備事業、随分長いようですけれども、これは水管理システム導入と言いましたけれども、水管理システム、どこで水を管理するんですか。具体的な業務の内容をお知らせください。

次、43ページ、6款3項3目水産業共同利用施設復興整備事業、水産加工流通施設でありますけれども、なぜ減額になったのか。そして、場所はどこに設置されるのか、そしてどの事業者が加工流通施設に入るのか、その3点について答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、第1点目の農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金741万4,000円でございますが、これは県営事業として平成27年度で行う情報基盤施設整備、水管理システム工事でございますが、それに先立ちましての詳細設計に係る費用負担でございます。

内容につきましては、鳥の海湾内にあります排水樋門、4カ所になります。あと1カ所、鑑川につきましては、鑑川のあの防潮樋門につきましては、国のほうで施工するようになってございますが、その4カ所の樋門につきまして有事、災害時のときに今までだと人が行って水門のほうを閉めておったわけでございますが、それを遠隔操作によりまして遮断するというふうなことの整備をするものでございます。

その操作盤につきましては、今現在総務課と消防署に設置をしたいというふうに考えてございます。

それから、2番目の水産業共同利用施設復興整備事業（水産加工流通施設）でございますが、平成26年度におきましては災害危険区域内の防集事業の用地買収のほうのめどが立たなかったということで着手できなかった事情がございます。この補助対象が平成27年度までとなっておりますことから、27年度において新たに予算を計上いたしまして、地権者から工事の同意施行等をいただいて整備していきたいと思っております。

場所につきましては、今現在きずなぽーとでございますが、その道路挟んで北側に約1万平方メートルの場所でございます。

それから、業者につきましては、平成27年度において公募をしていくという形になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3点目、6ページです。繰越明許費ですけれども、この額の大きいもの、上のほう、土木費、都市計画費で災害公営住宅整備事業約2億200万円、こ

れはどこの災害公営住宅の繰り越しなのか。なぜ繰り越しせざるを得ないのか、説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 災害公営住宅整備事業2億247万7,000円の繰り越し分でございますが、場所につきましては、吉田大谷地の集合住宅の建設事業費になります。

これにつきましては、現在のところ平成27年の5月末完成工期で進めておるところでございます。この分につきましては平成27年度に経費を繰り越しさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第29号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第23、議案第29号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第29号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。



1 ページをお開きいただきたいと思います。

#### 第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,169万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,523万2,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございますが、これまでの給付費の実績から不足が生ずるという見込みでございますので、その分6,417万9,000円を増額するものでございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費として444万2,000円を増額補正するものでございます。

あと、その他の項目につきましては、事業費等の精査及び確定見込み等でございますので、見ていただきたいものと思います。

16ページでございますが、保険財政共同安定化事業拠出金を減額補正させていただきます。

続きまして、歳入でございます。8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出と同様に、増額並びに減額に伴いまして、それぞれの款項目においてそれぞれのルールに従った分、それを増額と減額をさせていただいております。

12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

財政調整基金繰入金といたしまして、今回の補正に伴いまして2,493万円ほどを繰り入れまして、要するに基金のほうに戻し入れるということでございまして、これをいたしますと現在高といたしましては6億967万5,000円となるものでございます。

以上説明申し上げました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第30号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第24、議案第30号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊でございますけれども、亶理町公共下水道事業特別会計補正予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第30号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,589万1,000円とする。

第2条（繰越明許費）

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正）

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費754万3,000円の減額補正でございますが、阿武隈川下流域下水道維持管理負担金の確定による減額と消費税等の公課費の増額で、相殺して減額となるものでございます。

2 款 2 項 1 目流域下水道事業費346万2,000円の減額補正ですが、阿武隈川下流域下水道建設負担金の確定によるものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9 ページ、10 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金339万5,000円の補正ですが、一般会計からの繰り入れです。

7 款 1 項 1 目下水道事業債1,440万円の減額補正ですが、公共下水道事業債において起債対象事業費の減少により1,090万円を減額するほか、流域下水道の建設負担金の減に伴い流域下水道事業債350万円減額するものでございます。

4 款と 7 款の関連なんですけれども、公共下水道の事業債におきまして、先ほども申しましたとおり、起債対象事業費の減少によりまして1,090万円を減額補正する、それによりまして流域下水道建設費負担金の減に伴って下水道の事業債350万円を減額するもので、その歳入不足額に充てるため、一般会計の繰入金339万5,000円を追加補正するものが今回の補正の主な内容でございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、4 ページをお開きください。

4 ページ、第 2 表繰越明許費、下水道事業費、公共下水道事業費ですけれども、一番上の効率的な事業実施のための計画策定業務委託ほか工事合せて11件でございまして、合計で1 億8,247万5,000円の限度額を設定するものでございます。

続きまして、第 3 表、同じくその下の第 3 表でございますけれども、地方債補正（変更）としまして、公共下水道事業債を1,090万円減額し、限度額を2 億5,690万円にするもので、また、流域下水道事業債を350万円減額し、限度額を9,100万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議方よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2 番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 今説明がありました4 ページの繰越明許になります。こう改めて見

ますと、繰越明許の事業が余りにも多過ぎるんじゃないかというふうに感じられます。特に、この下水道含めて水道等々、ライフライン、住んでいる町民の方たちにはなくてはならない、早期に完成すべき事業というふうに私は考えております。

そういうふうなつもりで当局の皆様もこの各種事業に取り組んでいると思いますが、これだけの事業が繰り越しというふうな現実であります。

それで、中を精査しますと、上から3番目の亘理2-2からずっとその下の7つの事業含めて、亘理5-3、これなんか調べてみますと、平成26年度の当初の予算にしっかりと乗っている事業なんですね。ということは、丸々1年かけて事業できるにもかかわらず、平成27年度に繰り越すというふうな理由があると思うんですけども、その辺の理由をお知らせください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 今高野議員がおっしゃるとおり、本来であれば平成26年の3月31日まで完了しなければならないというような工事が全てでございます。

ただ、なかなかちょっと発注時期がおくれてしまったというのがまず一つの理由なんですけれども、それにつきましては、計画の策定に多少ちょっと時間がかかったと。それから、発注した後に、例えば県道工事であれば道路管理者との協議、不測の事態があったということで、例えば水路の下ごしをするときに条件が当初の計画から若干変わったというようなところもございます。

そういった中で、繰り越しせざるを得ないということで、今回この1億8,000万円というふうな事業費になったわけでございますけれども、本来であれば先ほども申しましたとおり、年度内に全て完了しなければいけないということでございます。

これに関しては、今後はこのようなことのないように、できるだけ事業のほうを急いで執行していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） やはり、発注事業をしっかり年度の初めのほうにやっておけば、途中での不測の事態が起きれば、それはそれとして繰り越しは仕方ないんですけども、ある程度は工事完了して、こんなに事業が残るということは私はないと思うんですよ。

そこで、今わかればいいんですけども、金額のレベルで平均的にどのくらいの

工事の進捗状況だったのか。例えば平成26年度内に4割やって27年度に6割残すとか、そういうふうな数字と違ってわかりますか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 具体的に何割というような数字は出ておりませんが、いずれの工事も今の工程でいいますと4月半ばあるいは4月末までには終わらせるというような工程でございます。

ということをお察しますと、現在の工程からしますと6割あるいは7割ぐらいの、今現在の状況でいいますとそのぐらいの状況ではないかと思われまいます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 今の発注時期なんですけれども、当初予算に組み込まれている事業の中で一番早目の発注事業がいつごろで、この繰り越しされた事業の中で一番遅く発注してしまった事業というのはどのぐらいの時期になったか、もし手元に資料があれば教えてください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 手元の資料の中で一番早期に発注した事業でございますけれども、昨年8月が一番最初の時期でございます。これにつきましては、5-1号幹線ですかね。それが8月。

それから、一番最後になりますけれども、5-3の幹線、それから中央第3-1雨水、これにつきましては、1月の発注ということでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありましたけれども、この繰越明許で11件で一番金額が多いのが下のほう、下水道事業費、公共下水道事業費、亘理第5-3号汚水幹線工事、これ5-3というのは具体的に場所どこなんですか。それはなぜ繰り越しせざるを得なくなったのか、若干高野孝一議員と重なりますけれども、もう一回説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 5-3の汚水幹線工事と申しますのが浜吉田駅の北側に浜吉田駅の踏み切りがございます。その踏み切りから東側に向かって、方向でいいますと野地の公会堂に向かっての工事でございます。

これにつきましては、先ほども高野孝一議員にもお話ししましたが、こちらが主に県道に絡むような工事でございますので、多少計画の変更がございましたということでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25 議案第31号 平成26年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第25、議案第31号 平成26年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第31号 平成26年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成26年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

##### 第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,389万円とするものでございます。

それでは、最初に歳出のほうをご説明しますので、12、13ページのほうをごらん願います。

まず、1款1項1目一般管理費の関係でございますが、委託料として351万9,000円増額補正するものでございますが、こちらにつきましては、平成27年4月から介護報酬の改定等がございますので、システムの改修のための費用ということでございます。

それから、その下の4款1項1目介護予防事業費、それからその下の包括的支援事業・任意事業費の減額補正につきましては、事業のほうの確定見込み、それから事業の精査によりまして事業費が減ったということで減額補正するものでございます。

それでは、下のほうの任意事業費の家族介護レスパイト事業につきましては、これは介護保険の中でのショートステイ、長期で利用されている方、自宅にもちょっと戻れないという状況とかの関係の補填的な上乘せの事業でございますが、こちらにつきましては、平成26年度で特別養護老人ホーム第二けいけん荘が開所してまして、ショートの方も頭からではないんですが、途中からショートの実業もやっております、そういった関係で施設入所に伴って減ったというのが要因として考えてございます。

それでは、歳入のほうお戻りいただきまして、8、9ページのほうをごらん願います。

まず、1款1項1目第1号被保険者保険料15万5,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、原発避難者の関係、亘理町に転入された原発避難者ということで、国のほうの実業の中での対象者ということの3名の方々の保険料の減額分でございます。

なお、こちらにつきましては、その下の国庫支出金4目の介護保険国庫補助金2節のほうの介護保険事業災害補助金ということで、国のほうから補填されますので、15万5,000円を同額増額補正してございます。

それから、3款2項1目調整交付金324万2,000円でございますが、こちらにつきましては、平成26年度4月から低所得世帯に対する利用者の減免を行ってございます。その関係で事業費のうち、1号被保険者が負担することとなる、その減免した分の21%分につきまして国のほうで10分の8を補填するということになりますの

で、その金額324万2,000円を増額補正してございます。

その下の2目、それから3目については、歳出のほうで減額した事業の確定見込み等からルールに従って減額をしてございます。

そして、戻りまして、4目の介護保険国庫補助金の中の今回は1節介護保険事業費補助金のシステム改修分、先ほど歳出でお話ししました委託料の改修費2分の1が国のほうから補助を受けますので、その175万9,000円を増額補正してございます。

それから、一番下の4款支払基金交付金、それから次のページの県の支出金につきましては、事業費の確定見込み等による減額をルール分に従って減額補正してございます。

それから、8款繰入金でございますが、1項2目、それから同じく3目については、町負担のルール分を減額補正するものと、事務費繰入金につきましては、システム改修の2分の1は補助を受けるんですが、その他2分の1については事務費繰り入れということで、町のほうで負担するようになります。176万円ということになります。

それから、2項1目介護給付費準備基金繰入金については、今回の歳入歳出に伴っての財源調整ということで362万7,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。



日程第26 議案第32号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別  
会計補正予算（第5号）

議長（安細隆之君） 日程第26、議案第32号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別  
会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは次に、議案第32号 平成26年度亶理町工業用地等造  
成事業特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

補正予算書の第5号をお開きいただきたいと思います。

最初に、1ページになりますが、第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算  
の総額から歳入歳出それぞれ39万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳  
出それぞれ13億9,296万2,000円とするものでございます。

第2条（繰越明許費）、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越  
しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでござい  
ます。

歳出のほうから説明いたしますので、11ページをお開きいただきたいと思います。  
す。

歳出については、旅費についてでございます。今回精査の結果、確定見込みによ  
りまして39万4,000円減額補正するものでございます。

次に、お戻りいただいて、歳入について説明いたします。

9ページをごらんいただきたいと思います。

今回の歳入予算の補正につきましては、一般会計補正予算の歳出でもご説明いた  
しましたが、舞台アグリノベーション株式会社の工場建設の精米工場の完成が会  
社側で平成26年の4月に見込んでおりましたが、実際には平成26年7月に完成し、  
このことに伴いまして、工業団地の造成用地確定測量が平成27年3月にずれ込んだ  
ことから、平成26年度で見込んでおりました売却予定の残りの用地、面積で申しま  
すと3万1,478.34平方メートルですが、この用地の売却ができなくなり、売払収入  
が平成27年度収入になることに伴いまして、2款土地売払収入4億5,643万3,000円  
を減額補正しまして、不足する額4億5,603万9,000円について一般会計繰入金とし

て増額補正するものでございます。

最後に、4ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費でございます。年度内に事業完了が難しくなりました亘理中央地区工業団地造成事業につきまして、限度額を2億2,546万円に設定し、平成27年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 10ページでございます。真ん中、土地売払収入、先ほど4億5,600万何がしというお話がございました。平成27年の3月完成。要はいつごろ、これ入金の前定になるのでしょうか。前定で結構です。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほどちょっと詳しい説明しなくて申しわけございませんが、3月中に造成が終わりましたので、これから用地の確定測量で用地を確定させます。その作業が終わりましたら、議会に上程するもので、まず最初に仮契約を締結させていただいて、その後に議案ということで本契約という段取りになります。

今のところ企業側との調整で恐らく今のスケジュールでいきますと4月の後半か5月の頭、臨時議会の開催等、日程調整出てきますが、そういったスケジュールで今舞台アグリイノベーションと協議しているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく、関連しますけれども、なぜ舞台アグリが工事の建設がおくれたのか、その原因は何なのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、企業側のお話聞いたということでお話しさせていただきますが、舞台アグリイノベーションのほうで工事発注した後に、いわゆる建築資材の調達がおくれたということで、これについて公共事業あるいは民間事業の建設ラッシュということで、資材の調達がおくれたというのが原因ということで伺っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 平成26年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 平成26年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第27 報告第2号 専決処分の報告について

日程第28 報告第3号 専決処分の報告について

日程第29 報告第4号 専決処分の報告について

日程第30 報告第5号 専決処分の報告について

日程第31 報告第6号 専決処分の報告について

議長（安細隆之君） 日程第27、報告第2号 専決処分の報告についてから日程第31、報告第6号 専決処分の報告についてまでの以上5件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 報告第2号から報告第6号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、最後になりますが、報告第2号から最終まで一括でご報告させていただきます。報告第6号まででございます。

最初に、報告第2号、議案書の83ページお聞きいただきたいと思います。

報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成27年2月10日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の84ページでございます。お聞きいただきたいと思います。

#### 専決処分書

平成26年度亘理中央地区工業団地（1工区）造成工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

それで、資料につきましては、85ページ以降になります。

工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（1工区）造成工事です。

変更契約年月日が平成27年2月10日。

変更請負金額が1億4,839万8,480円。43万8,480円の増額でございます。

契約の相手方につきましては、渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

主な工事概要、変更理由につきましては、まず、盛土工については、緑地の盛土高について隣接地との調整に伴いまして、仕上がり面の縦断勾配を現地調査におきまして修正したことにより、2万7,400立方メートルから2万2,600立方メートルに変更するものでございます。

排水設置工のそれぞれにつきまして、それから、道路工の縁石工については、現地において精査によるところの数量の変更でございます。

工期については、変更前と同じということで、次の86ページが位置図、あと87ページが計画平面図で、黒い太線で囲った部分が1工区の施工区域でございます。

続きまして、報告第3号、88ページをお聞きいただきたいと思います。

報告第3号、専決処分の報告について、これも工事請負変更契約でございます。

平成27年2月10日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の89ページになります。

#### 専決処分書

平成26年度亘理中央地区工業団地（2工区）造成工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

資料が次の90ページ以降になります。お聞きください。

工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（2工区）造成工事です。

変更契約年月日が平成27年2月10日。

変更請負金額が1億2,030万8,760円。42万8,760円の増額です。

契約の相手方が田中建材輸送・結城組・松浦組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要、変更理由の主なものにつきましては、この2工区について現地を調査した結果、調整池、工事メインですが、調整池の掘削土をほかの工区へ流用するに当たりまして、現地で土質検査を行ったところ、泥土、いわゆる泥の土の区分に属しておりまして、盛り土材に適さないことが判明したため、安定処理工、土1立方メートル当たりセメントを30キロ混合する方法ですが、これを変更によりまして、1万6,500立方メートルを新たに施工し、盛り土材として確保したことと、それから、調整池が当初計画よりも地下水が高いことが現地で判明したために、底板への種子吹付工の効果が得られないことが判明したために施工数量を変更するものです。

工期については変更前と同じで、91ページが位置図、92ページが計画平面図で黒の太線で囲った、いわゆる雨水調整池の部分が2工区の施工区域でございます。

続いて、93ページをお開きいただきたいと思います。

#### 報告第4号

専決処分報告について、これも工事請負変更契約でございます。

平成27年2月10日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の94ページになります。お開きいただきたいと思います。

#### 専決処分書

平成26年度亘理中央地区工業団地（3工区）造成工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

資料については、隣の95ページです。

工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（3工区）造成工事です。

変更契約年月日が平成27年2月10日。

変更請負金額が1億2,048万3,720円。492万3,720円の増額です。

契約の相手方が八木工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要、変更理由の主なものについては、この3工区の造成を施工するに当たりまして、敷地内の統一した地盤確保のために計画高からちょうど60センチを良質の山ずりあるいは再生骨材の盛り土材で施工するために確保することとしておりましたが、3工区の盛り土材の一部が2工区からの調整池の掘削残土、これを受け入れることとしていたために、一部従来の盛り土材ストック場所の既存場を利用していた区域について残土を下部へ入れ込むため変更によりまして、新たに掘削積み込み、それからダンプトラック運搬工を新たに施工するものでございます。

96ページが位置図、97ページが計画平面図で、この3工区分が黒い太線で囲まれた部分となります。

次に、98ページをお開きいただきたいと思います。

#### 報告第5号

専決処分報告について（工事請負変更契約）です。

平成27年2月10日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書が次の99ページになります。

#### 専決処分書

平成26年度亘理中央地区工業団地（4工区）造成工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

次の100ページ目以降が資料となります。お開きいただきたいと思います。

工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（4工区）造成工事です。

変更契約年月日が平成27年2月10日。

変更請負金額が9,916万200円。196万200円の増額です。

契約の相手方が太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要、変更理由の主なものにつきましては、当初設計で工区内で確保してお

りました盛り土材の移動についてはブルドーザーによる掘削押土工として計画しておりましたが、現況が休耕田ということで、排水機能が十分機能していなかったことが現地調査により判明したため、ブルによる掘削押土が困難な状況が確認されたことから、変更によりまして、一部の盛り土材1万4,300立方メートルについてダンプトラック運搬を新たに施工しまして、工区内の販路を確保しつつ、盛り土材の移動に変更するものでございます。

101ページが位置図、102ページが計画平面図で、同様黒い太線部分が4工区の施工区域でございます。

最後になります。103ページをお開きいただきたいと思います。

報告第6号

専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成27年2月10日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が104ページになります。

#### 専決処分書

平成26年度亘理中央地区工業団地（5工区）造成工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

105ページ目以降が資料となります。

工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（5工区）造成工事です。

変更契約年月日が平成27年2月10日。

変更請負金額が1億6,984万1,880円。136万1,880円の増額です。

契約の相手方が阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要、主な変更理由については、2工区からの残土を利用することにより、山ずりの運搬を変更するもの。それから、当初設定で現況地盤の直接盛り土を計画していましたが、現地を確認したところ、工区内に先に受け入れを行っていた残土が不均一に置かれていたということで、良質材での盛り土厚60センチ確保の統一化を図るため、小運搬の盛り土工1,600立方メートルですが、新たに施工するもの

と、2工区の運搬工を新たに施工するものです。

それからあと、5工区に隣接する避難道路の荒浜江下線、それから町道棚子線との取り付け計画が決定したことにより、団地の造成区域を変更し、排水施設の自由勾配側溝を変更するものでございます。

工期については、変更前と同じでございます。

106が位置図、107ページが計画平面図で、黒の太線部分が施工区域でございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で報告第2号 専決処分の報告から報告第6号 専決処分の報告までの説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承をお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時24分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 高野孝一

署名議員 熊田芳子